

**鳥取県告示第717号**

平成23年鳥取県告示第496号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成24年10月22日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第2号）第4条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成24年10月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
1 略		1 略	
2 規則第3条第2項の利子補給率		2 規則第3条第2項の利子補給率	
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率
<b>規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が6年以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.2パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</b>	年0.2パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が8年以内であるものに限る。）のうち <u>当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）</u> が年0.225パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.225パーセント
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>6年を超え8年以内であるもの</u> に限る。）のうち <u>市町村</u> が年0.225パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.225パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が8年以内であるものに限る。）のうち <u>当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）</u> が年0.225パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.225パーセント
略		略	